

令和8年度三重県外国人地域サポーター登録・活用事業業務委託仕様書

1 業務の目的

三重県において、外国人住民の安全で安心な生活環境の整備を図るため、外国人コミュニティに対して県が発信する行政・生活情報等を届けるとともに、地域とのコミュニケーションの橋渡し役を担う「外国人地域サポーター」（以下「サポーター」という。）を登録・活用する体制を構築する。

なお、本事業は、地方公共団体等の多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性及び必要性が高く、他団体の範となる事業について支援する一般財団法人自治体国際化協会の「多文化共生のまちづくり促進事業助成金」を活用し、実施するものである。

2 業務名

「令和8年度三重県外国人地域サポーター登録・活用事業業務委託」

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

4 委託業務の内容

本業務は、別紙「三重県外国人地域サポーター制度要綱（案）」を踏まえ実施するものとする。なお、当該要綱（案）は現時点における制度設計の想定を示すものであり、最終的な内容は県が決定する。

（1）情報発信用のアカウント作成・運用

本事業の周知及び外国人住民への情報伝達の強化を図るため、SNSを活用した情報発信基盤を整備し、継続的な運用を行う。

令和8年8月中にアカウントの作成及び周知を開始し、同年9月から本格的な運用を開始する。

① Facebook アカウントの作成・運用

- ・本事業の情報発信用 Facebook アカウントを作成・運用し、主に多言語による行政・生活情報の発信を行う「三重県情報提供ホームページ（MieInfo）」にて県が発信する情報等を発信する。

参考リンク：MieInfo (<https://mieinfo.com/ja>)

② 広報

- ・アカウント周知のため、広報チラシなどを活用し、フォロワー拡大を図る。

③ 引継ぎ

- ・業務終了時にアカウントの管理権限・パスワードを三重県に引き継ぐ。

（2）地域コミュニティ活動に関する講演会の開催

地域における多文化共生の取組を推進するとともに、外国人地域サポーター制度の周知および登録促進を図るため、講演会を開催する。

① 講演会の企画・調整等

- ・講演会の運営企画は下記を基本とする。（これをもとに、県と受託業者間で必要な調整・変更を加えていくものとする。）
- ・報償費・旅費・食糧費等講師を選定する場合にかかる一切の費用は受託者が負担する。

開催日数(時間)	2回(各回2時間程度)
開催時期	8月～1月下旬の間
開催会場	三重県内(開催地域を分けること。)
参加対象者	地域で外国人支援や国際交流に取り組んでいる方・団体、今後地域で貢献したい意欲のある方・団体を想定
開催方法	会場・オンライン併用開催
主な講演内容	地域コミュニティ活動に生かせるテーマを提案し、実施すること。(外国にルーツを持つ住民への生活支援やトラブル防止の事例紹介、在留資格や生活制度に関する基礎知識、地域における相談対応の留意点、多文化共生に関する講演等) ※外国人地域サポーターの制度説明および登録案内に関する内容を含めること。
参加費	無料
集客目安	1回30名以上

② 参加者の募集等

- ・実施にあたっては、募集チラシ300枚(A4判・縦型・フルカラー・片面又は両面印刷)の作成・配布、SNS等WEB媒体、受託者の独自ネットワークの活用等により広く周知を行うこと。
- ・参加申込方法は、参加者の利便性を考慮の上、事前に県と協議して決定する。

③ 講演会実施のための会場、機材等の確保

- ・会場を確保するとともに、オンライン開催の実施に必要な設備・機材等の一切を受託者が調達する。

④ 講演会の実施・運営

- ・当日の司会および進行補助等の一切の人員(舞台設営・撤去、講師送迎等を含む)を受託者において手配する。
- ・県及び講師と協議のうえ、講演会開催にかかる資料およびアンケート等一式を受託者において準備する。
- ・実施日までに、講演会に係る資料を県に提出すること。
- ・オンライン開催の体制、設備、環境等を準備する(ソフトはZoomを用いること)。

(3) 外国人地域サポーターの登録・活用

① 登録対象および要件

次のいずれかに該当し、下記要件を満たす者を登録対象とする。

【対象】

- ・既に地域で外国人支援や国際交流に取り組んでいる方・団体(国籍不問)
- ・今後、地域で貢献したい意欲のある方・団体

【登録要件】

- ・本県に在住していること。
- ・日本語能力試験N3レベル相当以上の日本語能力を有し、日本語で発信される行政情報や生活情報の見出しや概要を、外国人コミュニティに伝わる言語(母語・やさしい日本語等)で発信できること。
- ・県内の外国人コミュニティにSNS等を通じて情報発信できること。

※受託者は、登録申請書（オンラインフォーム等）を作成し、登録要件に関する確認項目を設けるとともに、提出内容に基づき要件の確認を行うこと。
なお、確認にあたっては自己申告を基本とし、必要に応じて追加の確認を行うこと。

② サポーターの登録方法

以下の方法により候補者へ協力依頼を行う。

- ・講演会参加者のうち、制度趣旨に賛同いただける方
- ・受託者の独自ネットワークを通じた個別依頼

なお、登録にあたっては、外国人地域サポーター制度の趣旨及び役割について説明を行い、内容を理解し同意した者のみを登録することとする。

※登録に際しては、講演会への参加は必須とはしない。

※受託者はサポーターの確保及び登録促進に努めること。

③ サポーターへの依頼内容

サポーターには以下の協力を依頼し、必要な情報提供を行う。

- ・行政・生活情報等の SNS による拡散（必要に応じて母語又はやさしい日本語等により情報共有する。）
- ・県が実施する外国人意識調査への協力（年1回程度）
- ・活動報告（アンケート）への協力（年1回）
- ・地域住民から生活上の相談を受けた場合には、必要に応じて県又は関係相談窓口を案内すること。

※活動内容を記載した説明用チラシを作成し、講演会等で制度説明および協力呼びかけを行うこと。

④ 登録目標

年間 20 名以上のサポーター登録を目標とする。

⑤ 登録情報の管理

- ・サポーターの氏名、活動地域、母語、連絡先等を整理し、名簿を作成・管理し、三重県へ引き継ぐこと。
- ・個人情報の管理については、関係法令を遵守し、適切に取り扱うこと。

⑥ サポーターへの情報提供

- ・サポーターに対し、月 4 回程度を目安に、県が発信する行政・生活情報（MieInfo 掲載情報等）や外国人向けイベント情報、アンケート依頼事項等を SNS 等により提供すること。

⑦ 活動状況の把握

- ・サポーターに対し、年 1 回活動状況アンケートを実施し、情報拡散状況や課題等を把握すること。

（４）サポーターに対する報酬

- ・サポーターの活動に対する報酬は支給しない。

（５）その他の提案

（１）～（４）以外に、事業に追加することで高い効果が得られると期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

５ 委託業務の実施条件

- （１）委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な三重県との打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター（津市羽所町 700 番地 アスト津 3 階）内とする。なお、業務の効率性や利便性

- を考慮し、必要に応じてオンラインによる打合わせも可能とする。
- (2) 委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとする。
 - (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
 - (4) 著作物の利用、著作権、特許権及び使用権等の諸権利は三重県に属するものとする。
 - (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
 - (6) 見積もりには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。

6 納品する成果品

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）をダイバーシティ社会推進課に提出して完了検査を受けること。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (4) 上記資料に関する電子データ一式（USBメモリ、CD-R等）

7 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が、(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。